



来季から売り出す新商品を展示会に出展したところ予想以上の反響があったため、意匠登録出願をしようと考えています。この商品については、①上記展示会の予告のために自社サイトに写真を掲載した後、②上記展示会に現物を展示しており、すでに公開しています。今年から新喪例（意匠の新規性の喪失の例外規定）の要件が緩和されたと聞きましたが、①についてのみ新喪例の証明書を提出すれば問題ないでしょうか。
(大阪府 Y. O)



1. はじめに

意匠制度は、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とするものです（意匠法1条）。そのため、意匠登録の対象となる意匠は新しい創作でなければならない、出願時点において新規性を有している必要があります（3条1項）。

もともと、出願前に新規性を失った場合に一律で意匠登録を認めないとすると、出願人に過度の負担を強いることになり、上記の法目的にも反する結果となるため、一定の要件を満たすときは、例外的に意匠登録を受けることができることと規定されています。これが、意匠の「新規性の喪失の例外規定」で（4条）、長いので略して「新喪例」などと呼ばれています。

2. 新喪例の概要と法改正について

出願予定の意匠について自己の行為に起因して新規性を喪失した場合でも、公開日から1年以内であれば、証明書を提出する等の所定の手続きを行うことにより、その他の登録要件を満たす限りで、新喪例の適用を受けて意匠登録を受けることができます。

出願前の公開行為が複数ある場合、

従来は原則全ての公開行為について証明書を提出する必要がありましたが、令和5年改正により、令和6年1月1日以後の出願については、原則として、最先の公開日のいずれかの公開行為についてのみ証明書を提出すれば足りるようになりました。

3. 証明書提出の注意点

上記を踏まえれば、本件でも、最先の公開行為である、展示会に先立つサイトへの写真掲載(①)についてのみ証明書を提出すれば足りるようにも思えます。

しかしながら、新喪例の適用を受けたい箇所が先行する公開行為によって十分に開示されていない場合は、後行する公開行為についても証明書の提出が必要になる可能性がある点に注意してください（特許庁編「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」p.18参照）。

本件において、例えば、①での掲載写真は正面右側からの斜視カットのみであるが、開示されていない左側面側に出願意匠の特徴がある、といった事情がある場合は、最先の公開行為である①に加えて、現物を展示しており左

側面側についても開示しているであろう②についても、併せて証明書を提出したほうが無難です。

この点は、意匠法や意匠実務に慣れていないと理解が難しいところですが、①の意匠は、新商品の現物そのものでなく、あくまでサイトに掲載された意匠であって、掲載写真において非開示の部分は不明であるとの前提で①の意匠が認定される結果、①の意匠と②の意匠が非類似と判断される可能性があることに起因しています。例えば、不服2023-005203では、引用意匠（出願意匠の実施品の掲載写真）について、背面側の形状等は開示がないため不明である等と認定したうえで、結論として、引用意匠は出願意匠とは非類似であると判断しています。

4. まとめ

以上のように、新喪例の要件は緩和されたものの、必ずしも最先の公開日の公開行為についてのみ証明書を提出すれば足りるとは限りません。この点の判断は、上述したように類否判断等が関係することもありますので、不安な場合は、意匠専門の弁理士にご相談いただくことをお勧めいたします。